

令和6年度 青森県立美術館非常勤事務員 募集案内

次のとおり青森県立美術館非常勤事務員を募集します。

1 採用職種及び職務内容等

(1) 採用する職の担当業務とその主な業務内容

担当業務	業務内容
美術館運営補助業務担当	・美術館内イベントの業務補助、美術企画の業務補助、一般事務補助 ・PCでの資料作成、各種データ入力 ・来客、電話対応等

(2) 採用期間

令和6年5月15日から令和6年9月30日

(3) 給与等

月額 166,600円

(支給要件に応じて通勤手当等が支給されます。)

(4) 勤務場所

青森県立美術館 〒038-0021 青森市安田字近野 185

業務の必要により、県内外へ出張する場合があります。(この場合、県の一般職員の例に準じ別途、旅費を支給します。)

(5) 勤務時間

週5日、38時間45分勤務(原則として月曜日～金曜日ですが、土・日曜日及び祝日が勤務日となる場合があります。具体的には、業務の必要性及び御本人の都合等を総合的に勘案して月毎に、あらかじめ勤務日等を決定します。)

(6) 条件付採用

1か月間の条件付採用期間があり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用となります。

(7) 休 暇

年次有給休暇8日(20日×5月/12月)ほか

(8) 社会保険

雇用保険法、厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者となります。

(9) その他

原則として正職員と同じく地方公務員法が適用されます。

2 採用予定人員

1名

3 応募資格

特にありません。

※Word、Excel、PowerPointの使用を想定。Adobe、Illustrator、Photoshop、InDesign等のソフトウェアの操作ができることが望ましい。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募の手続

応募に当たっては、下記(3)の書類を所定の期日までに提出してください。

(1) 応募先(問合先)

青森県立美術館

〒038-0021 青森市安田字近野 185

電話 017-783-3000 又は 783-5240(直通) Fax 017-783-5244

○ 郵送する場合は、封筒の表に「青森県立美術館非常勤事務員応募」と朱書きしてください。

(2) 受付期間

令和6年4月22日(月)まで。必着

○ 受付時間は、平日午前8時30分から午後5時00分まで

(3) 提出書類

履歴書

書式は市販のもので構いません(ただし、次の事項は必ず記入のこと)。また、顔写真(最近撮影のもの)を貼付してください。

○ 氏名、生年月日、性別、住所、家族構成、学歴(中学校以上を年代順に記入)、職歴、資格・免許及び賞罰

○ 連絡先の住所、郵便番号及び電話番号(採否連絡等に用いるので正確に。携帯電話など連絡が容易につく番号があれば、付記のこと。)

ハローワークの紹介状

必ずハローワークを通して応募してください。

5 選考

(1) 第1次選考(書面審査)

○ 提出された履歴書に基づき、書面審査を行います。

○ 第1次選考(書面審査)の合格者には、4月25日(木)までに通知(電話連絡)します。

(2) 第2次選考(面接試験)

○ 第1次選考の合格者を対象に面接試験を行います。

○ 実施日時は個別に連絡します。会場は青森県立美術館で行います。(交通費等の費用は自己負担とします。)

○ 第2次選考(面接試験)の合格者には、5月10日(金)までに通知(電話連絡)します。

6 合格から採用まで

(1) 上記5のとおり、合格者には、青森県立美術館から直接、その旨を通知します。

(2) 第2次選考合格者は、原則として採用までの間に、次の書類を提出してください。

○ 健康診断書(過去半年内に保健所や国公立病院等で受けたもの)

(3) 上記(2)の書類を確認の上、正式に青森県立美術館非常勤事務員として採用します。